

令和3年度

守谷市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

守 谷 市

守谷市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

1 事業概要

(1) 事業の名称

守谷市広告入り窓口封筒無償提供者募集

(2) 事業の目的と内容

市民サービスの向上と経費削減を図ることを目的として、来庁者が各種証明書の持ち帰り用として自由に利用する広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）を製作し、無償提供していただける事業者等（広告代理店を含む。）（以下「封筒提供事業者」という。）を募集する。

(3) 広告入り窓口封筒は、次のとおりとする。

①封筒の規格、色、内容等は別紙仕様書を遵守する。

②広告の内容は、「守谷市広告掲載要綱」及び「守谷市広告掲載基準」を遵守する。

(4) 無償提供の期間

令和4年1月1日～令和6年12月31日までの3年間

(5) 窓口封筒の設置場所

守谷市役所総合窓口課，文化会館，保健センター，郷州公民館，高野公民館，北守谷公民館及び市が指定する場所

2 募集等に関する日程

令和3年6月28日	窓口封筒無償提供者募集要項の公表
令和3年6月28日～7月12日	応募受付期間
令和3年7月下旬	事業者の選定
令和3年8月上旬	事業者の決定
令和3年8月下旬	確認書（覚書）の締結

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人その他の団体に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法人その他の団体の代表者が会社更生法，民事再生法による手続きを行っている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 国税，都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。
- (7) 当事業について，自ら広告主の募集及び封筒広告の製作ができ，その実績を有するものであること。

4 応募受付期間

令和3年6月28日（月）～令和3年7月12日（月）までの、土曜・日曜を除く毎日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

5 申請場所

茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所生活経済部総合窓口課

6 提出方法

申請期間に、申請に必要な書類を申請場所に直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス、電子メールによる受付は行わない。

7 提出書類

(1) 守谷市広告入り窓口封筒無償提供申込書

(2) 収支報告書

※収支報告書は財務諸表（直近1年分で、法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

(3) 誓約書（別紙）

(4) 国税、都道府県税及び市町村民税の納税証明書

※滞納が無い旨の記載があるもので発行日から3か月以内のもの

(5) 登記事項証明書（現在事項全部証明書、法人のみ）

※発行日から3か月以内のもの

(6) 事業提案書（様式は自由）

①封筒の提供内容（規格ごとの説明）及び提供サイクル

②守谷市の広告主の利用の可能性

③自社の広告掲載基準

④広告主に不祥事があった場合の対応

⑤広告内容に関するクレームへの対応

⑥広告内容により第三者に損害が生じた場合の対応

⑦仮封筒の利用

⑧広告主が集まらなかった場合の対応

⑨封筒提供可能時期

⑩封筒提供までのスケジュール

⑪広告主の募集方法

⑫封筒設置台の無償提供の可能性

⑬無償提供期間中に納品枚数が余った場合及び不足となった場合の対応

⑭募集要項に定めていない内容以外の事業提案内容

⑮窓口封筒の無償提供実績

⑯本事業に対する組織体制

(7) 関連事業等の実績を示す書類

※その他行政関係の類似広告業務の実績など

(8) 窓口封筒見本

※この見本は選考の際に使用する

8 提出部数

正本1部（副本7部）

9 事業者の選定

(1) 選定方法

選定方法は、提出された書類に基づき、事務局において応募資格、提案内容、実現性、過去の実績、信頼性を総合的に評価（100満点）し、最も評価の高いものを選定する。ただし、評価が標準点（60点）に満たない場合は実施事業者として選定は行わないものとし、同評価の場合はいくじ引きとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、無償提供申込をしたすべての事業者に対して書面で通知する。

10 その他注意事項

- (1) 本要項の内容に適合しないもの、また虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- (2) 提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 審査の経緯・結果は公表しない。
- (4) 提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (5) 審査の結果に対して、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 選定後、守谷市と確認書を締結する。
- (7) 市の記載内容及び記載部分は、市が指定したものを掲載する。
- (8) 封筒提供事業者は、広告の内容に関するクレーム等について責任を負い、速やかにクレーム等の解決に当たる。
- (9) 封筒提供事業者は、広告掲載された企業に営業停止等の問題が生じた場合は速やかに通知するとともに、当該封筒を回収し代替えの封筒を市へ提供する。
- (10) 市が封筒の使用について適当でないと認めた場合は、当該封筒の使用を取り止めることとし、封筒提供事業者は当該封筒を回収し代替えの封筒を市へ提供する。
- (11) (8)～(10)の場合において、提供事業者又は広告主に損害が発生しても、市はその賠償の責任を負わない。

11 問合せ先

守谷市役所生活経済部総合窓口課市民登録グループ

電話 0297-45-1111（代表）

Eメール madoguchi@city.moriya.ibaraki.jp